

## 平成23年6月 河内長野市定例教育委員会会議の概要

日時 平成23年6月30日(木) 午後2時30分～午後4時00分

場所 河内長野市役所 7階 行政委員会室

### 出席者

教育委員

出口委員長、加藤委員、澤田委員、柴委員、

和田教育長

事務局

林教育推進部長、尾谷生涯学習部長、宮嶋教育推進部理事、藪本生涯学習部理事、壺井生涯学習部副理事兼図書館長、井上生涯学習課長、中村生涯学習課参事、井上ふるさと文化課長、西田学校教育課長、西端学校教育課参事、西端青少年育成課長、中尾教育総務課長、内田教育総務課主幹

### 審議内容

議案第16号「河内長野市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について」

#### (説明要旨)

市の施設の使用料における減免については、施設毎に、その設置趣旨等により個別に異なる対応を行ってきたが、各施設所管課において、市としての施設使用料の減免について「広く市民に利用してもらうための貸施設で使用料を徴収することが原則の施設」に関し、統一的な考え方の下に減免の取扱いを行う確認を行い、平成23年度よりの適用を行っているため、学校設備の一般開放については、学校が使用しない時間帯について、市民に利用してもらうことがその目的であり、上記貸施設と同様に取り扱うこととするため改正するもの。

#### (審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

議案第17号「河内長野市指定文化財候補について(諮問)」

#### (説明要旨)

河内長野市では平成22年度までに58件の文化財を指定、また4件の選定保存地域を選定し、保存活用を行ってきた。これら以外にも市内には歴史的価値を持つ文化財が、数多く散在しており、これらの文化財の散逸を防ぐため、特に歴史的・学術的に価値のあるものを新たに指定し、より一層の保存活用を推し進めているところである。

市指定文化財の指定は教育委員会が行うことが定められている(河内長野市文化財

保護条例第 6 条) が教育委員会が文化財を指定する際には、指定文化財候補の学術的価値等を判断するために、文化財の専門家から構成される市文化財保護審議会に対して諮問することができる。(市文化財保護条例 第 58 条、第 59 条)。よって、今回は 2 件の指定文化財候補について文化財保護審議会に諮問し、市指定文化財としての重要性について意見を求めるもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

議案第 18 号「教育財産の用途廃止について」

(説明要旨)

赤峰市民広場キャンプ場用地を大阪府富田林土木事務所より府道大野天野線の事業用地として譲渡の依頼があり、当該事業については、大阪府の幹線道路であるだけでなく、消防防災拠点施設へのアクセス道路であることから、市としても重要な路線の一つとして位置づけされている事業であること。また、キャンプ場用地として保有しているが、主要な部分ではなく、用途廃止によるキャンプ場運営の影響はないことから用途廃止を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

報告第 11 号「河内長野市民大学「くろまる塾」開設要綱の公布案文の変更について」

(説明要旨)

平成 23 年 4 月定例教育委員会において、河内長野市民大学「くろまる塾」開設要綱の制定について、報告したが、要綱案決定後、公布・施行前に公布案文が変更となったため、報告するもの。

(審議状況)

質疑を経て、原案のとおりの内容で了承。